

田村市保健福祉厨房施設運営事業者選定
プロポーザル実施要領

令和8年3月
福島県田村市

1. 趣旨

新しく整備する保健福祉厨房施設の運営について、事業者の体制、調理・衛生能力、安定供給体制、問題発生時の対応力など、本市が施設運営に求める内容を総合的に評価し、適切な事業者を選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

田村市保健福祉厨房施設運営業務（以下、「業務」という。）

(2) 業務内容

別添「田村市保健福祉厨房施設運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

3. 資格要件

企画提案書等を提出できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続き開始の申立がないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 次の①から⑤の全てを満たす者であること。
 - ①県内に本店、主たる事務所又は活動拠点を有する法人。
 - ②過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
 - ③過去3年以内にセントラルキッチン^{※1}の運営実績があること。
 - ④過去3年以内に地方公共団体から受託した食育活動の実績があること。

※1 用途の異なる複数の施設に提供する飲食物を一カ所の調理施設でまとめて調理・加工し、各施設へ配食する調理施設（本業務におけるセントラルキッチンには、学校給食センターは含まないものとする。）

4. プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
公募型プロポーザル実施公告	令和8年3月24日（火）
参加申込書等の提出期限	令和8年3月31日（火）午後5時まで
提案資格確認結果の通知	令和8年4月 7日（火）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和8年4月13日（月）
企画提案に関する質問書の回答期限	令和8年4月16日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年4月22日（水）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年4月28日（火）予定
審査結果通知	令和8年5月 1日（金）予定

※日程については、発注者の都合により変更となる場合があります。

5. 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月31日（火）午後5時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

持参または簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの時間帯とする。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加資格要件確認書（様式2）

ウ 商業登記簿謄本（発行3か月以内のもの、写し可）

エ 納税証明書等の写し（未納がない者の証明）

(4) 提出部数

各1部

6. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月13日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に「田村市保健福祉厨房施設運營業務」と記載すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年4月16日（木）

回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領及び仕様に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には、回答しない。

7. 企画提案書等の提出

別途定める「田村市保健福祉厨房施設運営業務企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

8. 企画提案書等の審査

(1) 審査体制

田村市が設置する「田村市保健福祉厨房施設運営事業者選定プロポーザル審査委員会」で定めた評価基準に沿って審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に評価する。

(3) プレゼンテーション

ア 実施月日

令和8年4月28日（火）予定

イ 実施場所

田村市役所 2階 201会議室

ウ 実施時間

1社につきプレゼンテーション30分以内、その後、質疑応答15分程度の時間を設ける。開始時刻は、令和8年4月24日（金）までに、企画提案者に電子メールで通知する。

エ 注意事項

企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料（スライドを含む）の使用及び配布は認めない。なお、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

(4) 審査基準 別紙「評価基準」のとおり

9. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての企画提案者に書面で通知するとともに、次の内容を田村市ホームページ上で公表する。

(1) 企画提案書の提出件数

(2) 最優秀提案者の名称

※ 審査結果（評価点）は非公表とする。

10. 協定締結の手続き

(1) 仕様の調整

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 協定締結

最優秀提案者を運営事業者として決定し、協定を締結するものとする。

11. その他留意事項

(1) 無効となる参加申込書及び提案書

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査の公平性を害する行為があったもの。
- ウ 実施要領に定める手続き及び内容を遵守しないもの。

(2) 提案書の取扱い

- ア 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。

12. 問合せ及び送付先

田村市保健福祉部保健課 市民病院整備室（担当：大河原、石塚）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-81-2271 FAX 0247-82-4555

E-mail hoken@city.tamura.lg.jp

(別紙)

評 価 基 準

評価事項	詳 細
セントラルキッチン ^{※1} の運営実績	セントラルキッチン ^{※1} の運営実績数（直営・受託不問）
食育活動の実績	地方公共団体から受託した食育活動の実績数
調理体制	クックチル方式に対応
食育推進	食育推進についての考えや取り組み
提供方法	病院領域・保育施設への提供方法
外部への食の提供	外部施設等（たむら市民病院・星の森保育園を除く）への食事の提供についての考えや取り組み
衛生管理方針	施設・食品の衛生管理
食事の安定供給	食事の提供を安定的に継続するための考えや取り組み
問題発生時の対応	事故・災害・食中毒・感染症などへの対応
収支計画	施設運営にあたっての収支計画